様式第１号（第４条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

（第１面）

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月　　日  　建築主事　　　　　　　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名  　申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第３条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。 | |
| (1)　建築物等の名称 |  |
| (2)　建築物等の所在地 |  |
| (3)　省エネ適合判定年月日・番号 |  |
| (4)　変更の内容 | |
| □Ａ　省エネ性能が向上する変更  □Ｂ　一定範囲内の省エネ性能が減少する変更  □Ｃ　再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（計画の抜本的な変更を除く。） | |
| (5)　備　考 | |

|  |  |
| --- | --- |
| ※　受　付　欄 | ※　決　裁　欄 |
| 年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　号 |
| 担当者印 |

|  |
| --- |
| （備考） |
| １　この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第３面の別紙として添付してください。 |
| ２　(4)変更の内容において、Ａにチェックをした場合には第２面に、Ｂにチェックをした場合は第３面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Ｃにチェックをした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に添付した図書を添付してください。 |
| ３　※欄は記入しないでください。 |

（第２面）

［Ａ　省エネ性能が向上する変更］

|  |
| --- |
| 変更する事項の□に✓印を付すこと。 |
| □　①　建築物の高さ又は外周長の減少  □　②　外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少  □　③　空調負荷の軽減となる外皮性能の変更  □　④　設備機器の効率向上・損失低下となる変更  □　⑤　設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更  □　⑥　エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設  □　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 上記の□にチェックをした事項に係る具体的な変更内容の記載欄 |
|  |
| 添付図書等 |
|  |

（備考）

　　変更する事項すべての□に✓印を付し、その具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

（第３面）

［Ｂ　一定範囲内の省エネ性能が減少する変更］

|  |
| --- |
| 変更前のＢＥＩ＝（　　　）≦　０．９ |
| 変更となる設備の概要 |
| □　空気調和設備  変更内容記入欄 |
| □　機械換気設備  変更内容記入欄 |
| □　照明設備  変更内容記入欄 |
| □　給湯設備  変更内容記入欄 |
| □　太陽光発電  変更内容記入欄 |
| 添付図書等 |
|  |

（備考）

　　変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、変更内容記入欄に概要を、第３面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

（第３面　別紙）

［空気調和設備関係］

|  |
| --- |
| 次に掲げる(い)又は(ろ)のいずれかに該当する仕様の変更（(い)又は(ろ)に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあっては、当該仕様の変更を含む。） |
| (い)　外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加 |
| 外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加の確認 |
| 変更内容　　　□断熱材種類　　□断熱材厚み  　　変更する方位　□全方位　□一部方位のみ（方位　　　　　　　　）  変更前・変更後の平均熱貫流率  　　変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| 窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加 |
| 変更内容　　　□ガラス種類　　□ブラインドの有無  　　変更する方位　□全方位　□一部方位のみ（方位　　　　　　　　）  変更前・変更後の平均熱貫流率  　　変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　　）％ |
| (ろ)　熱源機器の平均効率について１０％を超えない低下 |
| 平均熱源効率（冷房平均ＣＯＰ） |
| 変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の平均熱源効率  変更前（　　）　変更後（　　）　減少率（　　　）％ |
| 平均熱源効率（暖房平均ＣＯＰ） |
| 変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の平均熱源効率  変更前（　　）　変更後（　　）　減少率（　　）％ |

（第３面　別紙）

［機械換気設備関係］

|  |
| --- |
| 評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(い)又は(ろ)のいずれかに該当する仕様の変更（(い)又は(ろ)に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあっては、当該仕様の変更を含む。） |
| (い)　送風機の電動機出力について１０％を超えない増加 |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の送風機の電動機出力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の送風機の電動機出力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| (ろ)　計算対象床面積について５％を超えない増加（室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ） |
| 室用途（　駐車場　）  変更前・変更後の床面積  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 室用途（　厨　房　）  変更前・変更後の床面積  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |

（第３面　別紙）

［照明設備関係］

|  |
| --- |
| 評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる仕様の変更（次に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあっては、当該仕様の変更を含む。） |
| 単位面積当たりの照明器具の消費電力について１０％を超えない増加 |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |
| 室用途（　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　増加率（　　　）％ |

（第３面　別紙）

［給湯設備関係］

|  |
| --- |
| 評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる仕様の変更（次に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあっては、当該仕様の変更を含む。） |
| 給湯機器の平均効率について１０％を超えない低下 |
| 湯の使用用途（　　　　　　　　　　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の平均効率  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　減少率（　　　）％ |
| 湯の使用用途（　　　　　　　　　　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の平均効率  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　減少率（　　　）％ |
| 湯の使用用途（　　　　　　　　　　　　　　）  変更内容　　　□機器の仕様変更　　□台数の増減  変更前・変更後の平均効率  変更前（　　　　　）　変更後（　　　　　）　減少率（　　　）％ |

（第３面　別紙）

［太陽光発電関係］

|  |
| --- |
| 次に掲げる(い)又は(ろ)のいずれかに該当する仕様の変更（(い)又は(ろ)に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあっては、当該仕様の変更を含む。） |
| (い)　太陽電池アレイのシステム容量について２％を超えない減少 |
| 変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量  　　変更前　システム容量の合計値（　　　　　　）  　　変更後　システム容量の合計値（　　　　　　）  変更前・変更後のシステム容量減少率（　　　）％ |
| (ろ)　パネル方位角について３０度を超えない変更であって、かつ、傾斜角について１０度を超えない変更 |
| パネル番号（　　　　　）  パネル方位角　□３０度を超えない変更　（　　　）度変更  　　パネル傾斜角　□１０度を超えない変更　（　　　）度変更 |
| パネル番号（　　　　　）  パネル方位角　□３０度を超えない変更　（　　　）度変更  　　パネル傾斜角　□１０度を超えない変更　（　　　）度変更 |